明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する免許を受けようとする者

道路交通法施行令第三十七条の六第一号	道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九条の二の四	道路交通法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の二第一項	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者
技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号に規定する講習を修了した者
運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項	警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第六条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

備考　この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）